

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借など、権利を移転又は設定するには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずにした法律行為（売買、贈与、賃貸借、使用貸借など）は、無効となりますのでご注意ください。

なお、上記のような権利の移転又は設定は、農業経営基盤強化促進法に基づいてする方法もあります。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

- 権利を移転又は設定しようとする農地を含め、現に所有している農地及び借りている農地の全てを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）。
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）。
※解除条件付貸借で、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる方法もあります。
- 申請者又は世帯員等が、農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）。
- 権利を移転又は設定しようとする農地を含め、耕作する農地の合計面積が、農業委員会が定める下限面積以上であること（下限面積要件）。
- 農地の権利を移転又は設定することにより、周辺農地の利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）。

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすることや、農業者が中心となって組織されることなどの、農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地の合計面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可できないとするものです。

なお、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況から見て、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で定めることとなっています。



松山市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

区 域	下 限 面 積
松山市全域	30 a



標準処理期間

農地法第3条に基づく許可事務は、21日以内に処理することとされています。

許可事務の流れ

ご相談から許可書交付までの流れは、以下のとおりです。



① 申請についての相談

松山市農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。
(お問合せ TEL089 - 948 - 6627, 6629, 6630)

② 申請書の記入

申請書は、松山市役所本館8階の松山市農業委員会事務局でお渡しできるほか、松山市ホームページからダウンロードすることもできます。記入に当たっては、記入例をご参照ください。
【松山市ホームページ】
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/nougyoujimu/nougyouinkai.html>

③ 必要書類の入手

別添の必要書類一覧をご参照ください。申請内容によって必要な添付書類が異なりますので、詳しくは、松山市農業委員会事務局までお問い合わせください。
(お問合せ TEL089 - 948 - 6627, 6629, 6630)

④ 申請書類提出前の再確認

申請書類に不備があると、許可までに時間がかかったり、不許可になったりすることがあります。申請書類提出前にもう一度、申請書の記載内容や必要書類一覧をご確認ください。

申

請

者



